

平成 23 年 8 月 10 日

会員 各位

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 小西 郁生
総務担当常務理事 岩下 光利

東北地方太平洋沖地震被災者に対する会費免除の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した標記震災の被災者について、次の事項に該当する場合は、定款第 7 条第 2 項及び定款施行細則第 4 条に則り、会費を免除する。なお、この措置は、平成 23 年度限りとし、次年度以降については、理事会において新たに検討するものとする。

1. 震災により、医療施設や自宅が被災し又は負傷等で、医業遂行に多大な支障を来たしている会員であって、所属する都道府県の地方連絡委員会委員が認めた者
2. その他、所属する都道府県の地方連絡委員会委員が会費免除の必要があると認めた者
3. 会費免除を申請する会員は、所属する都道府県の地方連絡委員会委員に会費免除申請書(様式 1 [W](#))を提出する。

各都道府県の地方連絡委員会委員は、会員からの会費免除申請書(様式 1 [W](#))を取り纏め、平成 23 年度会費免除申請書(様式 2 [W](#))にコピーを添付して平成 23 年 9 月 30 日までに本会へ送付するものとする。なお、上記 1 又は 2 に該当する者であって、当該申請書(様式 1 [W](#))を提出できない場合は、所属する都道府県の地方連絡委員会委員が当該申請者に代わり提出できるものとする。

(注)

1. 1 の所属する都道府県の地方連絡委員会委員が認めた者とは、以下の①②③を原因として、収入の途絶えた会員あるいは会費支払余力のない会員をいう。
 - ① 開業又は勤務していた医療機関が被災により休診している会員
 - ② 原発事故により避難地域に指定された医療機関に勤務又は開業していた会員
 - ③ 地震又は津波により負傷し、医療機関を休診又は勤務が不可能な会員
2. 2 のその他、所属する都道府県の地方連絡委員会委員が会費免除の必要があると認めた者とは、以下の①②③を原因として、収入の途絶えた会員あるいは会費支払余力のない会員をいう。
 - ① 地震又は津波により、道路が遮断され孤立状態となり医療機関を休診している会員
 - ② 原発の風評被害により患者数が激減した医療機関の会員
 - ③ 開業医又は勤務医で自宅が全壊した会員

定款

第 7 条 2 会費は別に定めるところにより免除することができる。

定款施行細則

第 4 条 理事会が必要と認めた場合は、会員に対し特定の年度の会費を免除することができる。
以上